

工事成績評定の考査項目一覧表

(総括監督員)

考査項目	細 別		a	b	c	d	e		
2. 施工状況	II. 工程管理	番号	工程管理が非常に優れていた	工程管理がややに優れていた	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備であった	工程管理が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。			☐ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。ただし、改善指示による場合を除く。		
			2	近接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			※上記に該当があれば「e」と評価する。		
			3	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。					
			4	配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。			☐ 特記仕様書等に定められた期間内に現場施工が完了出来なかった。ただし、改善指示による場合を除く。		
			5	工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間にまで及ぶ工事が行われなかった。			☐ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。		
6	その他			※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)					
※該当項目を総合的に判断し、a、b、c、d、e評価を行う。									
2. 施工状況	III. 安全対策	番号	安全対策が非常に優れていた	安全対策がややに優れていた	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。			☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。		
			2	安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。			※上記に該当があれば「e」と評価する。		
			3	安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。					
			4	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。			☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。		
			5	安全協議会活動での活動に積極的な取り組みが見られた。			※上記に該当があれば「d」と評価する。		
6	その他								
※該当項目を総合的に判断し、a、b、c、d、e評価を行う。									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	番号	地域への貢献が非常に優れていた	地域への貢献がややに優れていた	他の事項に該当しない	-	-		
			「評価対象項目」						
			1	周辺道路、公共施設、河川等の清掃を積極的に実施し、地域に貢献した。			/		
			2	周辺地域等の環境保全、貴重種等の動植物の保護等に積極的に取り組んだ。					
			3	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。					
			4	広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。					
			5	地域イベント、ボランティア活動等への協力や参加をした。					
			6	災害時などにおいて、地域への支援、行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。					
			7	工事資材等の購入及び下請業者との契約について、市内業者の活用を図った。					
8	その他								
※該当項目を総合的に判断し、a、b、c評価を行う。									

工事成績評定の考査項目一覧表

(総括監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
8. 法令遵守	<table border="1" data-bbox="320 235 1745 793"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 235 1460 289">措置内容</th> <th data-bbox="1460 235 1745 289">措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 289 1460 344">●措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、①該当なしをチェックすること。)</td> <td data-bbox="1460 289 1745 344"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 344 1460 399">○ ①該当項目なし</td> <td data-bbox="1460 344 1745 399">一点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 399 1460 453">○ ②指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1460 399 1745 453">-20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 453 1460 508">○ ③指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1460 453 1745 508">-15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 508 1460 562">○ ④指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1460 508 1745 562">-13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 562 1460 617">○ ⑤指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1460 562 1745 617">-10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 617 1460 672">○ ⑥文書注意相当</td> <td data-bbox="1460 617 1745 672">-8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 672 1460 726">○ ⑦口頭注意相当</td> <td data-bbox="1460 672 1745 726">-5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 726 1460 793">○ ⑧工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合</td> <td data-bbox="1460 726 1745 793">-3点</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="332 861 2255 1050"> 1 本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表①から⑧の措置があった」場合に適用する。 2 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 3 「工事関係者」とは、2を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び2を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 4 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各工事主管課で定めることができることとする。 </p> <p data-bbox="332 1134 623 1165">【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul data-bbox="356 1176 2522 1921" style="list-style-type: none"> ①入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ②承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ③労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ④産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ⑤当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ⑥建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ⑦入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ⑧使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ⑨監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ⑩下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ⑪過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ⑫受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ⑬下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ⑭安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ⑮施工体制台帳、施工体系図等が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ⑯引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ⑰低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ⑱その他(下記へ簡潔に理由を記入) <p data-bbox="356 1932 415 1963">理由:</p>	措置内容	措置点数	●措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、①該当なしをチェックすること。)		○ ①該当項目なし	一点	○ ②指名停止3ヶ月以上	-20点	○ ③指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	○ ④指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	○ ⑤指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	○ ⑥文書注意相当	-8点	○ ⑦口頭注意相当	-5点	○ ⑧工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3点
措置内容	措置点数																				
●措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、①該当なしをチェックすること。)																					
○ ①該当項目なし	一点																				
○ ②指名停止3ヶ月以上	-20点																				
○ ③指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																				
○ ④指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																				
○ ⑤指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																				
○ ⑥文書注意相当	-8点																				
○ ⑦口頭注意相当	-5点																				
○ ⑧工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3点																				